序章 立地適正化計画とは

1. 立地適正化計画制度創設の背景

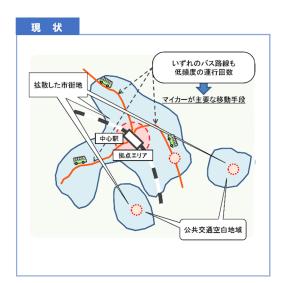
地方都市の現況と課題

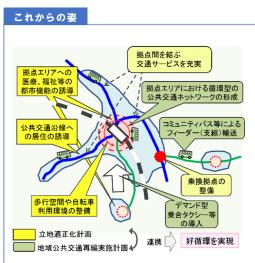
- ○多くの地方都市では・・・
 - ・急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下しています。
 - ・住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成しています。
 - ・厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難 になりかねない状況にあります。
- ○こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくため・・・

地方都市の政策の方向性

「 コンパクトシティ・プラス・ネットワーク 」の都市づくり

○医療・福祉施設,商業施設や住居等がまとまって立地し,高齢者をはじめとする 住民が自家用車に過度に頼ることなく,公共交通によりこれらの生活利便施設に アクセスできる「 コンパクトシティ・プラス・ネットワーク 」の考え方で都市 づくりを進めて行くことが重要です。





資料: 国土交通省

2. 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・ 商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして、平 成26年(2014年)の都市再生特別措置法の改正により創設された制度です。

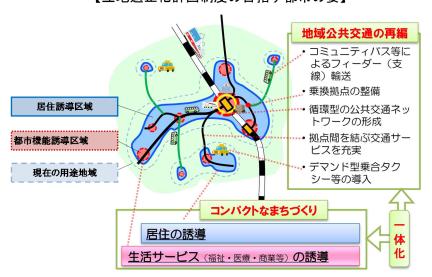
■立地適正化計画の概要

- ●生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定し,医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約することにより,これらの各種サービスの効率的な提供が図られるようにする
- ●居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定し、人口減少の中にあって も、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス やコミュニティが持続的に確保されるようにする
- ●維持・充実を図る公共交通網を設定し、居住を誘導するエリアから生活サービスを誘導するエリアへのアクセスが確保されるようにする

■立地適正化計画に記載する事項

- ●立地適正化計画の区域
- ●立地の適正化に関する基本的な方針
- ●都市機能誘導区域(区域や市が講ずる施策)
- ●居住誘導区域(区域や市が講ずる施策)
- ●誘導施設(都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定,誘導施設の整備事業等)

【立地適正化計画制度の目指す都市の姿】



資料:国土交通省